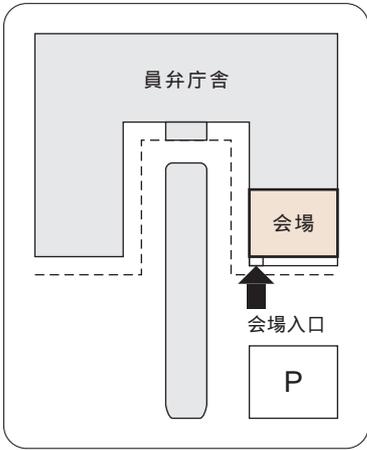


所得税の確定申告と 市民税・県民税の申告



期間 2月16日(月)~3月16日(月)
【土・日を除く】

桑名税務署 9:00 ~ 17:00
市役所員弁庁舎東館1階 8:30 ~ 17:00

作成済みの申告書は、各庁舎総合窓口課でも受け付けています。
申告受付会場は大変混雑することが予想されます！申告書は自宅で作成し、郵送またはe-Taxで提出していただくことをお勧めします。

申告は
お早めに！



所得税確定申告書の送付先・問 〒511-8510 桑名市江場7-6 桑名税務署(確定申告テレフォンセンター) ☎ 22-5121
市民税・県民税申告書の送付先・問 〒511-0293 員弁町笠田新田111 いなべ市役所 員弁庁舎 課税課 ☎ 74-5830

ホームページ上で簡単に確定申告書の作成ができます

確定申告書は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) 「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、24時間いつでも簡単にホームページ上で確定申告書が作成でき、印刷して必要な書類を添付すればそのまま税務署へ提出できます。

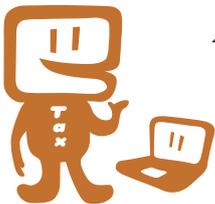
また、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」を利用すると、インターネットで直接電子申告ができ大変便利です。e-Taxをご利用いただくには、事前に手続きなどが必要になります。

さらに便利で使いやすく！
ネットでどこでも申告・納税

e-Tax をご利用ください

国税電子申告・納税システム

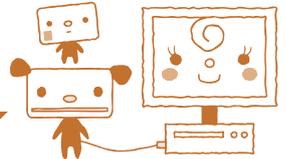
自宅のパソコンから申告などの手続きができます。
「e-Tax」を利用して所得税の申告をすると...



- ① 国税庁HPから電子申告
- ② 最高5,000円の税額控除
- ③ 添付書類を提出省略
- ④ 還付金がスピーディー

住民基本台帳カードと電子証明書の取得はお早めに！

e-Taxを利用するには、原則
「電子証明書」が必要になります



住民基本台帳カード(住基カード)の取得方法

窓口で申請して取得します。通常、発行に1週間ほどかかります。

申請に必要なもの 申請書、身分証明書、印鑑、500円、顔写真(顔写真真付きのカードの場合)

電子証明書の取得方法(公的個人認証サービス)

窓口で申請して取得します。発行はその場で行います。
申請に必要なもの 申請書、身分証明書、印鑑、500円

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

イータックス 検索 <http://www.e-tax.nta.go.jp>

公的個人認証サービスについて、詳しくはコチラへ。

公的個人 検索 <http://www.jpki.go.jp/>

所得税の確定申告が必要な方

- ①平成20年中の所得金額の合計額から配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を差し引くと残額がある方
- ②給与所得者で、次のいずれかに該当する方

平成20年中の給与収入が2,000万円を超える方

1か所から給与などの支払いを受けた方で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方

2か所以上から給与の支払いを受けた方で、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得との合計額が20万円を超える方

- ③平成20年中に土地・建物・株式・ゴルフ会員権について、売却・交換・収用・財産分与などがあった方

市民税・県民税の申告が必要な方

- ①平成21年1月1日現在、いなべ市に住所があり、平成20年中（平成20年1月1日～12月31日）に所得があった方で次のいずれかに該当する人は、市民税・県民税の申告が必要となります。

事業所得（営業・農業など）、不動産所得（貸家・貸地・駐車場など）、配当所得などの給与所得以外の所得があった方
給与所得者で勤務先から市へ給与支払報告書が提出されなかった方（昨年中に退職した方、日雇い、パートなどを含む）
給与所得者で給与以外の所得があった方
所得税（国税）は給与以外の所得が20万円以下の場合、確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税の申告は必要です。

- ②前年中に収入がなかった方で次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税の申告が必要です。なお、申告書提出の際には申告書右側の「収入のなかった方」の欄の記入もお忘れなく。

福祉医療・児童（扶養）手当などの助成を受けるため、所得がない旨の証明書の発行を必要とする方

給与所得のみの方で、勤務先からいなべ市へ給与支払報告書が提出されている方は、「所得税の確定申告」と「市民税・県民税の申告」をする必要はありません。

「所得税の確定申告」をする方は、「市民税・県民税の申告」をする必要はありません。

「所得税の確定申告」をする必要がない方でも、所得を明らかにするために「市民税・県民税の申告」が必要になる場合があります。

申告に必要なもの

必要なものがないと受け付けできない場合があります。

- ①申告書と印鑑（朱肉を必要とするもの）
- ②所得税の確定申告で還付金がある方は申告者本人の口座がわかるもの
- ③納税申告される方で新たに振替納税を利用する方は銀行印
- ④平成20年中の所得がわかるもの

事業所得（営業・農業など）と不動産所得がある方

総収入金額と必要経費の内訳を記載した確定申告書の収支内訳書、農業所得内訳書

報酬・配当所得がある方

それぞれの支払明細書など

給与所得・各種年金・給付金などがある方

それぞれの源泉徴収票（原本）

所得控除を受けるために必要なもの

社会保険料控除

平成20年中に支払った国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの金額がわかる書類（国民年金保険料などについては、その支払いをした旨を証する書類）

生命保険料控除・地震保険料控除

生命保険・損害保険会社などから発行された控除証明書

配偶者特別控除、扶養控除

配偶者または扶養親族に所得がある場合、その所得を確認できるもの

障害者控除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など

医療費控除

平成20年中（平成20年1月1日～12月31日）に支払った医療費などから保険金などで補てんされる金額を差し引いた金額が10万円以上または総所得金額等の5%を超える場合
医療費などの領収書

補てん金（出産一時金・高額療養費など）がある場合はその金額がわかるもの

医療費控除を受けるには、「医療費の明細書」を作成し申告書と一緒に提出する必要があります。員弁庁舎課税課または各庁舎総合窓口課に備え付けてありますのでご利用ください。独自の書式でも結構です。

